



平成 25 年 7 月 9 日

各 位

会社名 住友林業株式会社
(コード番号 1911 東証・大証第一部)
代表者名 代表取締役 社長 市川 晃
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 田中 耕治
(TEL 03-3214-2270)

2018 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 9 日開催の取締役会において決議いたしました 2018 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記の通りお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
2. 転換価額	1,868 円
(ご参考) 発行条件決定日 (平成 25 年 7 月 9 日) における株価等の状況	
イ. 株式会社大阪証券取引所における株価 (終値)	1,279 円
ロ. アップ率[$\{(\text{転換価額}) / (\text{株価 (終値)}) - 1\} \times 100$]	46.05%

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考) 2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

1. 社債の総額 200億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額
2. 社債の払込金額 本社債の額面金額の100.0% (各本社債の額面金額1,000万円)
3. 新株予約権付社債の募集価格(発行価格) 本社債の額面金額の102.5%
4. 発行決議日 2013年7月9日
5. 社債の払込期日及び発行日 2013年7月25日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
6. 新株予約権を行使することができる期間 2013年8月8日から2018年8月10日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。

但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018年8月10日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

7. 償還期限 2018年8月24日
8. 潜在株式による希薄化情報 今回のファイナンスを実施することにより、直近(2013年7月9日現在)の発行済株式総数(177,410,239株)に対する潜在株式数の比率は6.03%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

※詳細は、平成25年7月9日付当社プレスリリース「2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。